

令和 3 年度

八代市議会議会運営委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

1. 3月定例会付託案件について …………… 1
-

令和 4 年 3 月 1 0 日（木曜日）

議会運営委員会会議録

令和4年3月10日 木曜日

午前11時51分開議

午前11時57分閉議（実時間6分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第27号・八代市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

○本日の会議に出席した者

委員長	橋本幸一君
副委員長	増田一喜君
委員	上村哲三君
委員	大倉裕一君
委員	金子昌平君
委員	田方芳信君
委員	谷川登君
委員	谷口徹君
委員	古嶋津義君
委員	山本幸廣君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

市長公室長	佐藤圭太君
人事課長	田中博己君

○記録担当書記

島田義信君
馬淵宗徳君

（午前11時51分 開会）

○委員長（橋本幸一君） 定足数に達しましたので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してありますレジュメのとおりであります。

◎議案第27号・八代市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

○委員長（橋本幸一君） それでは、当委員会に付託となります議案第27号・八代市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○市長公室長（佐藤圭太君） 皆様、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）市長公室、佐藤でございます。

本日、議会運営委員会に付託されました議案第27号・八代市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について、田中人事課長が説明しますので、よろしくお願いいたします。

○人事課長（田中博己君） 皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）人事課の田中でございます。着座にて御説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） どうぞ。

○人事課長（田中博己君） 議案書は25ページでございます。

また、議案書と別に配付しております資料、右肩に議案第27号関係資料と記載されているものを使って説明させていただきます。

それでは、資料のほう、関係資料の1ページをお願いいたします。

まず、改正の趣旨でございますが、人事院勧告に基づく特別職の国家公務員の給与改定に準じまして、議会議員の期末手当の支給月数を改定するため、条例の改正を行うものでございます。

次に、改正の概要を説明させていただきます。期末手当の年間支給月数を、現行の3.35月分から3.25月分へ0.1月分引き下げ、6月と12月の支給月数を、国に準じてそれぞれ1.625月とするものでございます。

次に、施行期日でございますが、公布の日から施行としております。

最後に、特例措置といたしまして、支給月数の引下げについて、令和3年人事院勧告に伴う給与改定によるものでございますので、本来であれば令和3年12月の期末手当から反映させるところでございますけれども、国からの要請に従いまして、令和3年12月の期末手当に反映させないことといたしまして、12月定例会への提案を見送っております。

そのため、令和3年12月期末手当の引下げに相当する額については、国と同様、令和4年6月の期末手当から減額調整を行うものでございます。

減額調整する額は、令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額となります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（橋本幸一君） 以上の部分について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○委員（大倉裕一君） 減額調整の部分について、167.5分の10ということですが、具体的に金額に引き直すと幾らになるのでしょうか。

○人事課長（田中博己君） 具体的な金額ですが、まず、議長の方で減額の金額は5万6349円、副議長の方で5万1289円、一般議員の方で4万8069円となります。

○委員長（橋本幸一君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いたします。

○委員（大倉裕一君） この件に関しては、提案いただいている分についてはですね、賛同を

するものでありますけれども、この3年程度で私たちの所得を見てみると、約20万近く、総所得引下げというような状況になってきています。非常に、子育てをしながらですね、個人的なところにもなるんですけども、しながら、その所得の削減というのは、非常に生活への影響も大きく響いてきているということは、皆さんのほうにも御紹介をしておきたいというふうに思いますし、これからまたいろいろ報酬等審議会とか、そういったところへの諮問という部分もあるかと思いますが、そういった総所得の部分も含めてですね、ぜひ御検討の材料に含めていただきますように、意見として申し上げておきたいというふうに思います。

○委員長（橋本幸一君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第27号・八代市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、本日の委員会の日程は全て終了いたしました。これをもって、議会運営委員会を散会いたします。

（午前11時57分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和4年3月10日

議会運営委員会

委員長